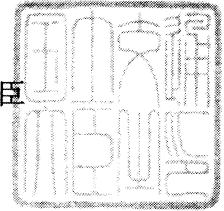




国 総 環 り 第 9 2 号
平成 2 8 年 3 月 3 1 日

キャタピラージャパン株式会社
代表取締役 竹内 紀行 殿

国 土 交 通 大 臣



低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を低騒音型建設機械に指定する。

別表(低騒音型建設機械)

指定番号	機種	型式	諸			元		申請社名	備考
			山積容量	3.3	m3	平積容量	2.9	キヤタビラー(株)	
5698	トラクターショベル	950M	山積容量	3.6	m3	平積容量	3.2	キヤタビラー(株)	
5699	トラクターショベル	962M	山積容量	8.200	t			キヤタビラー(株)	
5700	ブルドーザー	D3K2-E	運搬質量					キヤタビラー(株)	
5707	バックホウ	050ESR	山積容量	0.21	m3	平積容量	0.16	キヤタビラー(株)	○
5708	バックホウ	050ESR AC	山積容量	0.21	m3	平積容量	0.16	キヤタビラー(株)	
5709	バックホウ	308E2 CR-E	山積容量	0.28	m3	平積容量	0.21	キヤタビラー(株)	
5710	バックホウ	308E2 SR-E	山積容量	0.28	m3	平積容量	0.21	キヤタビラー(株)	

※備考欄に『○』の印があるものについては、超低騒音型建設機械の標識(ラベル)を表示することができる。